お届け時のご注意

1 休日・夜間の提出

木田庁舎、浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所では、休日や夜間にもお届けをお預かりしています。
書き漏れや書き間違いなどがあった場合のため、**日中連絡の取れる連絡先を必ずご記入ください。**

2 お子さまの戸籍

父母が離婚をしても、お子さまの戸籍は変わりません。お子さまを離婚後の父または母の戸籍に移すには、家庭裁判所の許可を得て、入籍の届出をする必要があります。
※養子縁組をしているお子さまはお手続きが異なりますので、詳細は窓口にお尋ねください。

入籍届出の手続き

（1）家庭裁判所での手続き（詳細は家庭裁判所にお問合せください。）
次の書類を持参し家庭裁判所で「子の氏の変更許可」を申請します。

≪用意していただくもの≫
① お子さまの戸籍謄本と、離婚後のご自身の戸籍謄本
※離婚の記載がある戸籍は、請求できるまでに時間がかかります。詳細は窓口にお尋ねください。
② 収入印紙（お子さま一人につき800円）
③ 郵便切手（返信用） 110円分（新潟県内の家庭裁判所での料金です。）
※県外で手続きをされる場合には、管轄の裁判所に郵便切手の料金を確認してください。

（2）市役所での手続き
次の書類を持参し市役所の戸籍窓口で「入籍の届出」をします。

≪用意していただくもの≫
① 家庭裁判所から届いた許可の審判所謄本
② 入籍届

3 住所変更

離婚届出をされても、住所は変わりません。「住民異動届（住所変更）」の手続きが必要です。
平日の日中であれば、離婚届出と同時にお手続きいただけます。
【必要なもの】 ①住民異動届（窓口、市 HP にあります） ②転出証明書（他市町村からの転入の場合）

お持ちいただくもの

☐ 窓口に来られる方の本人確認書類
（顔写真のついた官公署発行の証明書など）
・個人番号カード、運転免許証、旅券等

☐ 裁判離婚のときは、右の枠内の書類が必要です。

裁判離婚　必要書類

調停離婚	調停調書の謄本
審判離婚	審判書の謄本、確定証明書
和解離婚	和解調書の謄本
認諾離婚	認諾調書の謄本
判決離婚	判決書の謄本、確定証明書